

理国第184号
昭和25年6月5日

各省（庁）官房会計課長 殿

大蔵省理財局長

政府職員の給与に対する政府契約の支払遅延防止等に関する法律の解釈について

首題の件について左記の通りご通知する。

記

給与の一般的性格としては本法の適用があるが、現在の政府職員の給与の支払は、前金払制（給与簿の調製によつて、前給与期間中の控除額を、右の前払額より控除している）となつているので、このような前金払をなしている給与については本法の適用を受けない。

但し、超過勤務手当又は遡及発令による給与の如く精算払をするものについては、本法の適用がある。